神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会

役員の選出及び選挙等に関する規約

第1章 総則

(主旨)

第1条 神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会の役員の選挙等に関してこの規約に定める。

第2章 役員選挙

(役員の選挙区分)

- 第2条 役員の選挙区分は、理事は以下の区分を設けて行う。監事は選挙区分を設けない。
 - (1) 全体区分
 - (2) 業種区分
 - (3) 地域区分
 - 2. 前項に定める区分の選挙区及び選出方法については、その都度理事会で定める。

(役員選挙の公告)

第3条 理事長は、理事会の議決をふまえ役員の選挙を行う総会の会日の30日前までに選挙 する理事及び監事の数、並びに各区分選挙区ごとに理事会で定める各区分選挙員数を 記載して公告しなければならない。

(役員選考委員会の設置と構成)

- 第4条 理事会は総会の会日の30日前までに次の各号により選出された役員選考委員をもって構成する役員選考委員会を設置する。
 - (1) 各区分選挙区より選出された者各1名
 - (2) 理事会において選出された理事2名

(役員選考委員会の任務)

- 第5条 役員選考委員会は、以下を行う。
 - (1) 各区分選挙区からの立候補者及び推薦者の受付
 - (2) 総会に提案する役員候補者の選考

(役員選考委員長の選出)

- 第6条 役員選考委員会は、委員の互選により委員長を選出する。
 - 2. 委員長は、委員会の議長となり会議を主催し、かつ役員候補者の選考の経過及び結果を書面にて選挙管理委員会に報告する。

(役員候補者の選考)

- 第7条 役員選考委員会は、部門会議、地域 W. Co リーダー会議からの立候補者及び推薦された者並びに理事会において推薦された者から役員候補者を選考する。
 - 2. 選考に当たっては、第3条の公告を行なった各区分選挙区ごとに定めた区分選挙員数

に則って選考する。

(選挙管理委員会の選任)

第8条 総会は、理事1人及び総会に出席した代議員のうちから若干名を選挙管理委員として選任する。

(選挙管理委員会の任務)

第9条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、選挙管理委員長を互選し、選挙 に関する事務を担任する。

(役員選挙)

- 第 10 条 選挙すべき役員の定数に対し、役員選考委員会から報告を受けた役員候補者の数が 当該選挙の定数の範囲内であり、かつ、総会に出席した総代の候補者がなかった場合 は、選挙管理委員会は投票を省略して当該役員候補者を当選人とする。
 - 2. 総会に出席した総代からの立候補があった場合、総会において当該区分選挙区内の 総代による無記名投票選挙を行い、選挙管理委員会は投票の結果多数を得た者から当 選人とする。

(当選の通知と承認)

- 第 11 条 当選者が定まったときは、選挙管理委員長は直ちに当選人に当選の旨を通知し同時 に当選人の名前を公示しなければならない。
 - 2. 前項の通知を発した日から 1 週間以内に役員の就任を辞退する届出が当選人よりない場合は、当選人は役員就任を承諾したものとする。

(補欠選挙)

- 第12条 役員の全部又は一部が欠員となった場合は、その不足員数につき補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が役員の3分の1未満であるときは、次の総会まで補欠選挙を行わなくてもよいものとする。
 - 2. 前項により補欠選挙を行う場合は、第7条のうち欠員を生じた当該区分選挙区より 推薦されたものにつき、役員候補者を選考するものとする。

第3章 雜則

(規約の変更)

第 13 条 この規約は、総会の議決を経て定め、かつ改廃についても総会における議決をもって行う。

制定 1998年 5月29日 改定 2008年 5月27日 改定 2010年 5月25日 改定 2012年 5月25日

改定 2018年12月13日